

入管ハンスト死から1年:強制治療に向かうのか？ (6)

7. 入管庁と「リスボン宣言」・「マルタ宣言」

日本政府は、入管施設に多数の無資格入国者を収容しており、ハンスト(拒食)も少なくなかったことから、世界医師会の「患者の権利に関するリスボン宣言」(1981/2015 *18)や「ハンガーストライキ実行者に関するマルタ宣言」(1991/2007 *19)については、当然ながら、熟知していた。大村センターのハンスト死に関する「調査報告書」でも、第三者専門医からの聴取としてであるが、両宣言につきこのように言及されている。

リスボン宣言:強制的治療が許されないという考え方は、このこの「宣言」などに示され、国際的に幅広く支持されてコンセンサスがある。この「宣言」は、精神的に判断能力のある成人患者の自己決定の権利などを述べたもの(p6-7)。

マルタ宣言:「リスボン宣言」に準じたもの。医者は個人の自己決定を尊重すべきである。ハンガーストライキを行うものに対して、同意なき強制的治療や強制栄養は行うべきではないなどとしている(p7)。このように「調査報告書」は、第三者専門医の所見としてではあるが、強制治療や強制栄養の否認には国際的コンセンサスがあると明記している。

しかしながら、ここで注意すべきは、「調査報告書」が他方では、強制治療や強制栄養が許される場合もあることを、幾度も念押し確認している点である。本筋は、むしろこちらの方にある。

「調査報告書」第三者専門医所見によれば、精神保健福祉法、感染症関係法など法が規定する場合には、強制治療は認められる。また、意識喪失の場合は、それ自体は同意と同じではないが、自殺阻止と同様、救命優先の観点から強制治療は認められる。さらに治療拒否や自殺願望は精神疾患に起因する場合が多いので、そうした場合には強制治療は許されるという意見もある。

「拒食について、その原因が、うつ病や統合失調症、ストレス反応などの精神疾患と診断されるのであれば、入院治療を実施することとなる。病院に連れてくれば治療拒否をしなくなる人もいる。本件のような拒食者については、精神疾患を見落とすことがないよう、精神科を受診させた方がよい。」(p7)。

以上のように見ると、「調査報告書」が、同意なき強制治療・強制栄養の否認を国際的コンセンサスとしつつも、意識喪失を待って、または精神疾患の診断を得て、それらを実施すべきだという立場をとっていると判断して、まず間違いないであろう。



■グアantanamo基地での強制摂食(Graphic News, 2013/05/01)

*18 「患者の権利に関するWMAリスボン宣言」

*19 [WMA Declaration of Malta on Hunger Strikers](#), Medical Assembly, 2017

谷川昌幸(C)

2020/05/31 at 10:55

カテゴリー: [社会](#), [外交](#), [人権](#)

Tagged with [ハンスト](#), [入管](#), [強制摂食](#), [強制治療](#), [拒食](#)

入管ハンスト死から1年:強制治療に向かうのか？ (5)

6. 大村入管センターの対応

このハニーさんハンスト死の責任は、入管庁「調査報告書(*1)」を見る限り、不当で不合理な出入国管理制度を制定し維持してきた日本政府にある。(出先機関職員個々の根源的な抵抗義務の問題については、別の機会に論じることにする。)

大村入管センターの職員は、規定に従い、サニーさんに対し繰り返し摂食と受診を促した。そして、それでも拒食が続く衰弱が激しくなると、何とか説得し所内診療を受けさせた。

サニーさんを診察した診療室医師(非常勤)は、彼に対し、これ以上拒食を続けると生命が危ないと警告し、センター側には彼を説得して点滴を受けさせるよう指示した。

この医師は、同意なき治療(強制治療)は実施すべきでないという立場をとっており、入管センター側には「衰弱して拒絶意思を明示しなくなった時点で直ちに入院治療させることを指示した」(p49)。

この医師の強制治療否認の立場は医学倫理上広く認められており、大村センター診療室医師(非常勤)9名も近隣の医療機関もすべて、この立場をとっていた。そのため、大村センターは、サニーさんに対する強制治療は実施困難と判断し、担当医師の指示に従うことにしたのである。

むろん大村センターも、拒食については、入管局長通達「拒食中の被収容者への対応について」（2001年11月2日*3）があることは十分承知していた。

この通達によれば、拒食3週間を超えると診療室医師と看守が拒食者に強制治療への移行を伝え、22日目から医師が不要と判断しない限りそれを実施することになっている。また、これ以外に、体重減少10%以上の場合および医師が必要と認めた場合は、強制治療を実施する。ただし、拒食21日を超えても、医師が不必要と判断したときは、強制治療は延期する。さらに、医師が強制治療が必要と判断したにもかかわらず拒食者が強制治療を拒否する場合には、「治療行為実施の最終的な決定は入国者収容所長又は地方入国管理局長の指示による」(2(5))。

回りくどく難解な表現だが、要するに「通達」によれば、強制治療は、(1)医師の必要との判断のもとに実施されるが、(2)それでも、その強制治療が拒否される場合には、入国者収容所長または地方入国管理局長がその実施につき最終決定する、という規定になっている。

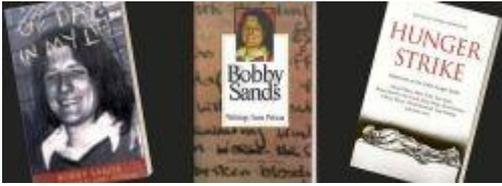
大村センターは、この入管局長「通達」の存在を十分承知していながら、なぜかそれを診療室医師には知らせていなかった。この医師の強制治療否認の立場が分かっていたからか、あるいは他の理由からか、そここのところは分からない。いずれにせよ、医師は、たとえ「通達」を知らされても、医学倫理上の立場を変えることはなかったであろうから、「通達」を知らせなかったことそれ自体は特に問題とするには当たらないであろう。

しかしながら、大村センターが「衰弱して拒絶意思を明示しなくなった時点で直ちに入院治療させる」という診療室医師の指示に従ったことは、結果的には失敗し、ハニーさんを飢餓死させることになってしまった。

その意味で、大村センターにハnst死への結果責任があることは明らかである。大村センターは、ハnst死防止のため、仮放免への努力を尽くすべきだった。しかしながら、地方出先機関にすぎない大村センターには無期限収容の原則から外れることは難しく、たとえ仮放免の努力をしても、結局は、規定通り診療室医師の指示には従わざるを得ないことになっていたであろう。

むろん、ハnst死防止のためであれば、強制治療是認の医師や医療機関を他に探すべきであったといえなくもないが、本人の同意なき強制治療は、たとえそれを是認する医師や医療機関が見つけたとしても、それ自体、きわめて残虐な、とうてい許容されざる拷問に等しい措置である。

大村センターには、ハニーさんハnst死への責任はあるが、それは仮放免のための努力を尽くさなかったからであり、断じて強制治療を実施しなかったからではない。真に責められるべきは、出先機関たる大村センターではなく、最後の手段としてのハnstに訴えざるをえないような出入国管理政策をとり続けている日本国政府である。



■ Bobby Sands Trust HP より

- *1 出入国在留管理庁「[大村入国管理センター被收容者死亡事案に関する調査報告書](#)」2019年10月
- *2 出入国在留管理庁「[大村入国管理センター被收容者死亡事案に関する調査結果\(概要\)](#)」
- *3 入国管理局長「拒食中の被收容者への対応について」(通達), 2001年11月2日

谷川昌幸(C)

2020/05/30 at 11:10

カテゴリー: [社会](#), [健康](#), [人権](#)

Tagged with [ハンスト](#), [飢餓死](#), [医学倫理](#), [強制栄養](#), [強制治療](#)

入管ハンスト死から1年:強制治療に向かうのか？ (4)

5. ハニーさんのハンスト:開始から飢餓死まで

ハニーさんが、大村入管センターで最後のハンストを開始し飢餓死するに至った経緯は、入管庁「調査報告書」および関係報道等によれば、おおよそ次の通り。

[2018年06月]4回目の仮放免請求, 不許可。

[2019年01月]大村センター診療室での健康診断を拒否。「日本で子どもが生活しており, 子どものためにも自ら帰国することを選ぶことはできません」と看守に述べる。

[2019年02月]健康診断拒否。5月の健康診断も拒否。

[2019年05月30日]ハニーさん, 看守に, 1週間ほど前から摂食していないと述べ, 「約10年間自由がありません。仮放免でも強制送還でもいいので, ここから出してください」と訴える。

[2019年05月31日]大村センター診療室での点滴と採血を拒否。外部病院を受診し, 脱水のため点滴を受ける。

[2019年06月01-04日]外部病院で診察, 拒食による脱水のため点滴を受ける。

[2019年06月05日]所内, 外部のいずれでも, 治療を受けないと述べる。

[2019年06月14日]経腸栄養剤, 一口服用。

[2019年06月17日]拒食を続けると生命が危険と警告されるが, 治療拒否。サニーさん「私は自由になりたいだけだ。病気などないから治療は必要ない。」

[2019年06月18日以降]居室内で横臥。拒食, 治療拒否続行。体重測定拒否。水分は時折摂取。

[2019年06月24日]《午前8時53分》血圧127(108)/114(82), 脈拍54(35)。体重測定拒

否。《午前 8 時 54 分》点滴, 朝食, 薬服用のいずれも拒否。水を約 20ml 飲む。《午後 0 時 54 分》息が荒いと看守が報告。《午後 1 時 16 分》血圧・体温とも測定不能。その後, 心肺蘇生処置実施。《後 1 時 40 分》救急車で甲病院搬送。《午後 2 時 11 分》甲病院で死亡確認。

体重の変化(身長 171cm)

[2018 年 10 月 26 日]71kg ⇒[2019 年 5 月 30 日]60.45kg ⇒[6 月 5 日]61.55kg ⇒[6 月 17 日]50.60kg ⇒[6 月 25 日]46.6kg(司法解剖時)

このようにして, サニーさんは, 大村センター看守による拒食確認から 26 日後, 実際には拒食はその数日前から始められているとみられるので拒食開始約 1 か月後に, 「飢餓死」してしまった。

この拒食, つまりハンストがいかに過酷なものであったかは, サニーさんの体重が特に大きな持病もないにもかかわらず, ハンスト開始後急減していることだけを見ても明らかである。

サニーさんの身長は 171cm, 体重は大村センター収容 2 年余後の 2018 年 10 月 26 日には 71kg であった。それがハンストの繰り返しで半年後には 60kg 余となり, そして 2019 年 6 月 25 日のハンスト死の時には 46.6kg に急減していた。

私自身の体験からも, 体重急減が辛いことはよくわかる。私は身長 162cm で, 体重は長年, 約 52kg で安定していたが, 家族介護の無理がたたって半年ほどで 46kg にまで急減した。わずか 10%ほどの減少にしすぎなのに, 体調は著しく悪化, いつ倒れるかわからないような状態になってしまった。

サニーさんの場合, 71kg の体重が半年後には 46kg 余へと, 3割以上も激減した。身長 171cm だから, ガリガリに痩せてしまっていたのだろう。死が切迫していることは, この外見からだけでも明らかなのに, 大村センターは結局, 彼の生命を救うことが出来なかったのである。

*1 出入国在留管理庁「[大村入国管理センター被収容者死亡事案に関する調査報告書](#)」2019 年 10 月

*2 出入国在留管理庁「[大村入国管理センター被収容者死亡事案に関する調査結果\(概要\)](#)」

*26 「[ハンストのナイジェリア人男性が飢餓死するまで 調査報告書を読んだ医師が解説](#)」
dailyshincho, 2019/10/08

*34 野村昌二「[体重 71 キロが 47 キロに...入管収容者の餓死 外国人に人権ないのか?](#)」AERA,
2019/11/12

*35 大橋毅「[「大村入国管理センター被収容者死亡事案に関する調査報告書」の検討](#)」,
2019/12/28

谷川昌幸(C)

2020/05/29 at 09:42

カテゴリー: [社会](#), [労働](#), [人権](#)

Tagged with [ハンスト](#), [飢餓死](#), [拒食](#)

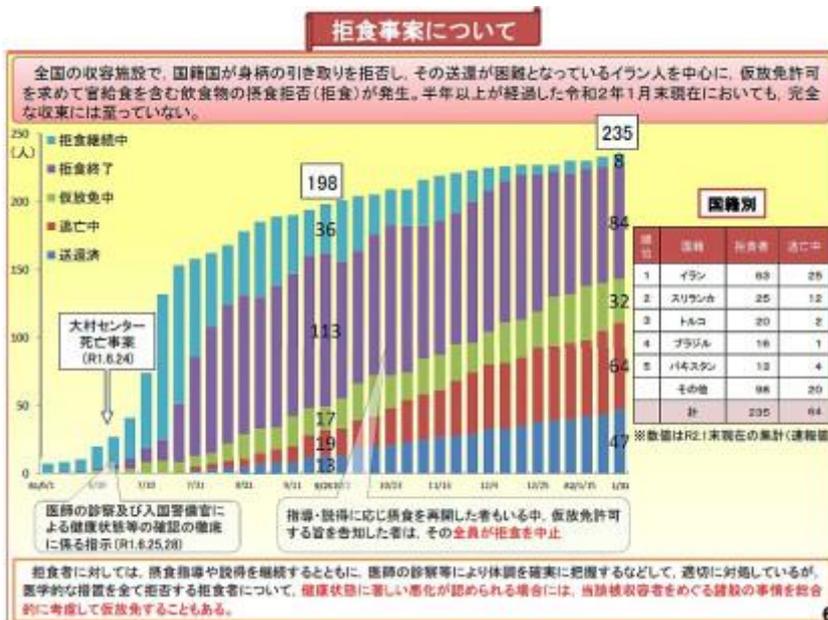
入管ハンスト死から1年:強制治療に向かうのか？ (3)

3. 最後の手段としてのハンスト

こうした状況で入管施設収容が長期化すれば、先が見通せず精神的に追い詰められた被収容者の中から、残された最後の手段として、自分自身の生命を賭したハンスト(ハンガーストライキ)に訴える人が出てくるのは当然といえよう。

入管施設でのハンストは、事実、被収容者が増え、収容が長期化するにつれ、増加している。(「ハンスト」は入管用語では「拒食」または「摂食拒否」。)しかも、これらのハンストは、仮放免などの要求が入られないので長期化し、なかには断続的に続けられ、事実上1か月以上に及ぶ場合もある(*43)。

そうした中、ついに恐れられていたハンスト死が、現実になってしまった。大村入管センターでのサニーさんのハンスト死である。



6 ■ハンスト数の推移(*6)

【補足】ハンスト死後の仮放免増加と「強制治療」

サニーさんのハンスト死をきっかけに、ハンストでの抗議と、これに対応するための仮放免が一時的に増え、その結果、被収容者数も減少している(上図参照)。しかし、たとえ抗議ハンストの結果、仮放免されても、制約が多いうえに、回復すればすぐ再収容されてしまう(*40,41)。

こうしたハンスト死防止のための仮放免は、おそらく一時的な臨時措置であろう。政府は、ハンストをすれば放免される、と見られることを強く警戒している。政府としては、ハンスト死を防止しつつ、収容は送還まで継続しなければならない。そのため政府が採ろうとしている方策が、「強制治療(強制的治療)」や「強制栄養」。政府はいま、抗議ハンストに対し当面は短期仮放免で対応しつつ、いずれは、それを

「強制治療」や「強制栄養」の実施により断念させるための準備を進めているのではないと思われる。

▼**仮放免**：「収容令書又は退去強制令書により収容されている者について、病気その他やむを得ない事情がある場合、一時的に収容を停止し、例外的に身柄の拘束を解くための措置。逃亡、条件違反等の場合は、仮放免の取り消しが可能」(*5)。



*5 出入国在留管理庁「[収容・仮放免に関する現状](#)」令和元年11月25日

*6 出入国在留管理庁「[送還忌避者の実態について](#)」2020/03/27

*40 「[2週間だけ仮放免](#)」繰り返される外国人長期収容 「一瞬息させ、水に沈めるようだ」毎日新聞, 2019/11/12

*41 織田朝日「[入管施設でハンストを続ける被収容者を苦しめる「2週間のみの解放」](#)」ハーバー・ビジネス・オンライン, 2019/11/01

*43 アムネスティ「[入管施設で長期収容に抗議のハンスト198人](#)」2019/10/08

谷川昌幸(C)

2020/05/28 at 14:56

カテゴリ: [労働](#), [政治](#), [人権](#)

Tagged with [ハンスト](#), [移民](#), [入管](#), [外国人労働者](#), [拒食](#)

入管ハンスト死から1年:強制治療に向かうのか? (2)

2. 入管施設収容の長期化と「無期限」規定の精神的苦痛

このところの来日外国人の増加・多様化とともに、入管施設(入国管理センター、入管収容所、入国者収容所)に収容される外国人の数も増えてきている。

年月日	被収容者数	長期被収容者数	難民認定申請中
2013 年末	914	263	277

2015 年末	1003	290	394
2017 年末	1351	576	605
2018 年 6 月末	1494	704	604

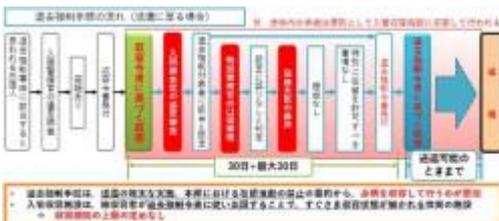


■被収容者数(長期=6 か月以上。入管「退去強制業務について」*4)

入管施設に収容されるのは、不法入国、超過滞在、資格外活動、在留資格取り消しなどで不法滞在として摘発され、収容令書と退去強制令書を出された外国人である。

収容期間は、自主出国または強制送還まで、つまり「無期限」(下図参照)であり、長期に及ぶものも少なくない。とくにサニーさんのように自主出国せず、しかも送還先が受け入れに非協力的な「送還困難国」の場合は、収容は長期化しがちである。

また、これら被収容者の中には、難民申請をしている人も多い。難民については、日本は認定が厳しすぎると批判される一方、就労目的等のための「偽装難民申請」も少なくないとされている。収容長期化問題は、この「偽装難民申請」も絡み、一層複雑化し、解決が難しくなっているのである(*36,37,38)。



■退去強制手続き(*5)

このように「無期限」で収容されると、入管施設内での生活は、極めて厳しい。自由を奪われている上に、職員の対応や健康管理など居住環境も刑務所よりも悪いという。過剰と思われる「制圧」が報道されることも少なくないし、この 4 月下旬には東京入管収容中のコンゴ出身女性が裸同然で制圧される姿をビデオに撮られ、それを男性職員らに見られたとさえ訴えている(*39,40)。

そうした状況下の被収容者を精神的にさらに追い詰めるのが、国外退去までの無期限収容の規定。様々な事情で国外退去が困難な場合、被収容者には、いつまで収容され続けるのか、まったくわからない。

たとえ仮放免を申請しても、認められることは少ないし、ましてや仮放免に相当しないと判定されてしまえば、重度の傷病など、よほどの事由がなければ認められることはない。しかも、認められ仮放免されても、その事由がなくなると判断されれば、いつでもすぐ再収容されてしまう。仮放免は、あくまでも「一時的収容停止」にすぎない(*40,41)。

- *4 入国管理局「[退去強制業務について](#)」平成30年12月
- *5 出入国在留管理庁「[収容・仮放免に関する現状](#)」令和元年11月25日
- *36 [難民支援協会 HP](#)
- *37 二村伸「[急増する長期収容](#)」NHK 開設室, 2019/08/21
- *38 望月優大「[追い込まれる長期収容外国人](#)」2018/11/05, gendai,simedia.jp
- *39 「『[みんなで裸を見たと言われた](#)』……入管収容女性が手紙で訴え」毎日新聞 HP, 2020/05/18
- *40 「[2週間だけ仮放免 繰り返される外国人長期収容 「一瞬息させ、水に沈めるようだ](#)」」毎日新聞, 2019/11/12
- *41 織田朝日「[入管施設でハンストを続ける被収容者を苦しめる「2 週間のみ解放」](#)」ハーバー・ビジネス・オンライン, 2019/11/01

谷川昌幸(C)

2020/05/27 at 14:18

カテゴリー: [社会](#), [労働](#), [人権](#)

Tagged with [難民](#), [入管](#), [強制退去](#), [仮放免](#)

入管ハンスト死から1年: 強制治療に向かうのか? (1)

1. ハニーさんハンスト死と強制治療の提言

ナイジェリア人男性「サニーさん」(通称, 50代)が, 長崎県大村入国管理センターにおいて, 無期限収容への抗議ハンストにより「飢餓死」したのが2019年6月24日, もうすぐ1周年を迎える。(入管は用語「ハンスト」に代え「拒食」または「摂食拒否」を使用。)

このサニーさんの「飢餓死」は入管初の「ハンスト死」であったため, しばらくは大きく報道され, 出入国在留管理庁(入管, 入管庁)も詳細な調査を実施し, その報告書を2019年9月1日に発表した(*1,2)。

しかしながら, 抵抗の手段としてのハンスト(ハンガーストライキ)への日本社会の関心は諸外国に比べ高いとはいえず, たとえ関心を示しても「命を取引材料にするのは卑怯だ」とか「本気で死ぬ気もないのに」, 「ほんの数日でドクターストップとは笑止千万」, 「ハンストはダイエットのため?」といった否定的, 冷笑的なものが少なくなかった。

ハニーさんのハンスト死についても, 半年もすると報道や論評はほとんど見られなくなった。日本社会は, ハンストにはあまり同情的ではないのである。

この日本社会のハンストへの低関心をバックに, 日本政府はハンスト死を阻止しハンストそのものを断念させるための強力な手段をとろうとしている。

日本政府にとって、入管施設被收容者をハンストで死なせてしまうのは失策に違いないし、またそれ以上に、ハンスト死が出身国や他の諸国に知られ、その原因となった日本の入管制度への批判が高まり、ついには現行入管制度の維持が困難となるようなことになってしまっては困る。

そこで日本政府は、入管施設被收容者のハンストに対しては、本人の同意なしに実施される「強制治療(強制的治療)」や「強制栄養(強制的栄養摂取)」をもって対応することを、サニーさんハンスト死を機に再確認したのである。

しかしながら、一般に「治療拒否」を表明している人に「強制治療」や「強制栄養」を実施するのは非人道的とされ、医学倫理上、通常は認められてはいない。ましてや抗議ハンストの場合は、自分の強固な意思で自覚的に拒食(ハンスト)が行われている。そのハンスト者(拒食者)に対し「強制治療」や「強制栄養」を実施し、ハンストを諦めさせようとするのは、他の場合以上に残虐であり非人道的といわざるをえない。そのような政策はとってはならない。

以上のような観点から、以下、サニーさんのハンスト死の経緯と、それに対する入管庁の対応につき、要点をまとめ、検討してみることにする。



■大村入管センター(Google)

- *1 出入国在留管理庁「[大村入国管理センター被收容者死亡事案に関する調査報告書](#)」2019年10月
- *2 出入国在留管理庁「[大村入国管理センター被收容者死亡事案に関する調査結果\(概要\)](#)」

谷川昌幸(C)

2020/05/26 at 17:14

カテゴリ: [社会](#), [労働](#), [人権](#)

Tagged with [ハンスト](#), [移民](#), [難民](#), [入管](#), [強制治療](#), [拒食](#)

京都の米軍基地(119):現場に切り込まない朝日「現場へ！」(4)

5. 宗教活動としての「良き隣人」

「良き隣人」としての駐留米軍が、もう一つ熱心に取り組んでいるのが、宗教活動。そもそも「良き隣人」とは、換言すれば「隣人愛」のことであり、これはもともとキリスト教の最も大切な教えの一つだ。

「あなたの隣人をあなた自身のように愛せよ」(マタイ 22:39)

「良き隣人」や「隣人愛」が一般的な意味を持つことはいうまでもないが、キリスト教文化圏で使用された場合、それが多かれ少なかれキリスト教的含意を持つことは、まず否定できないであろう。

したがって、「良き隣人」たれと教えられ、また地元からもお願いされた米軍が、これ幸いと自ら積極的にクリスマス、イースターなどのキリスト教関係イベントをしばしば開催し、地元住民、とりわけ子供たちを招き、ご馳走し、ゲームをし、聖歌を歌い、楽しく交流するのは当然といえよう。こうして駐留米軍は、キリスト教を利用して米国文化を地域住民に刷り込み、親米感情・親米軍感情を育んでいくのだ。

むろん、キリスト教それ自体は最も尊敬すべき宗教の一つだし、米軍人・軍属の中には他宗教や無宗教の人もいることは、言うまでもない。米軍人・軍属の宗教は、無宗教も含め、**私人としては**、その自由を尊重されなければならない。問題は、彼ら軍隊による宗教の政治利用。これは極めて危険であり、断じて許されてはならない。



■クリスマス会ポスター／米軍サンタがプレゼント(14MDB:FB2019/12/15 一部修正)

6. お願いではなく権利の主張を

このように見てくれば、治外法権的米軍基地を受け入れ、米軍人・軍属に様々な特権を認めただうで、その彼らに地域住民の「良き隣人」であってほしいとお願いするのは、自尊心なき植民地根性、あまりにも卑屈と見られても致し方あるまい。

地域住民は、最高法規たる日本国憲法により人および国民としての諸権利が保障されている。それらの権利は、「お願い」ではなく、法的な「権利」として主張されるべきだ。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」(憲法 12 条)



■災害復旧支援も米語会話教室も軍服(朝日夕刊

2020/4/30, 一部修正)

2020/05/11 at 11:02

カテゴリー: [軍事](#), [平和](#), [憲法](#), [文化](#), [人権](#)

Tagged with [キリスト教](#), [米軍基地](#), [Xバンドレーダー](#), [京丹後](#)

京都の米軍基地(118):現場に切り込まない朝日「現場へ！」(3)

4. 戦略としての米語会話

このことは、米軍側が熱心で、地元の要望も強い米語会話(英会話)交流を見ると、よくわかる。米軍人・軍属が、米語(英語)を地元の子供や大人に教える。米軍はお手本とすべき先生、住民は無知な生徒！

そもそも言語は、米語に限らず、どの言語であれ、その言葉を使う人々や社会と不可分の関係にある。言葉は、それを使用する人々にとっては、自らの「精神」や「魂」の表現である。そして、使用される言語をそれ自体として見るならば、それは、その言葉が使用される社会それぞれに固有の文化にほかならない。各社会に固有の価値観やイデオロギーとは無縁の、完全に価値中立的・技術的な道具としての自然言語は存在しない。

米語もむろん、そうした固有文化を体現した自然言語の一つにすぎない。米語は全体として、アメリカのイデオロギーや価値観によって大きく方向づけられている。その米語を、しかも米軍人・軍属が、地元住民に教える。それが何を意味するか？ 特に、子供たちにとっては？

駐留米軍が自国語たる米語を教えるということは、言葉の正誤・優劣の規準はつねに**彼らの側**にあり、それに従って住民側の誤りを指摘し、正しい米語を使うようにさせるということだ。しかも、住民側がいくら努力し上達しようが、お手本はいつまでも本家たる米軍側にある。住民側の精神の最も深く根源的なところでの自発的隷従化！

もう少し具体的に言い換えるなら、米軍人・軍属が住民側に教えるのは、単なる道具としての米語ではなく、実際には米国の、しかも米軍に多かれ少なかれ偏った考え方、暮らし方、ものの見方を体現している特殊文化としての米語である。その米国文化、米軍文化としての米語を、駐留米軍は米語会話学習を通して住民の心の中に刷り込んでいく。駐留米軍が米語会話交流に熱心なのは、もっともだ。

ちなみに、米軍基地との連絡は、米語優先。2018年には、急患ドクターヘリを呼ぶためレーダー停波を要請したが、日本側の米語が通じなかったため停波されず、結局、ヘリは飛来できなかったことがあった。



■高校での米語会話支援(14MDB:FB2020/3/6, 一部修正)／公民館での米語会話交流(在日米軍USFJ ツイッター, 2017/9/26, 一部修正)

谷川昌幸(C)

2020/05/10 at 11:10

カテゴリー: [軍事](#), [外交](#), [平和](#), [教育](#), [文化](#)

Tagged with [米語](#), [米軍基地](#), [英語](#), [Xバンドレーダー](#), [京丹後](#)

京都の米軍基地(117):現場に切り込まない朝日「現場へ！」(2)

1. 基地米軍は「良き隣人」たりうるか？

この記事は、米軍基地受け入れを前提としたうえで、駐留米軍には「良き隣人」たることをお願いし、地元側にはよく話し合い、まとめ、駐留米軍を「良き隣人」として受け入れよ、という趣旨になっている。むろん、そこは朝日、そうストレートに、あからさまには書いていないが、私には全体の趣旨はそうしか読み取れない。以下、この読みに基づき、議論を進める。

そもその問題は、駐留米軍は「良き隣人」たりうるか、という疑問。駐留米軍は、「良き隣人」になってほしいという地元住民の願いを、本当に聞き入れてくれるであろうか？ いや、それよりもむしろ、万が一、その願いが聞き入れられたとして、それは本当に住民にとって望ましいことなのであろうか？

2. 存在が意識を規定する

京丹後に駐留しているのは、アメリカの軍隊。基地は事実上治外法権だし、基地外でも軍人・軍属には日本法の適用を免れる多くの特権が認められている。丸腰に近い地元住民に対し、米軍人・軍属はアメリカ国家をバックとし、強力な武器を保有する圧倒的な強者だ。

その強者たる駐留米軍に、「良き隣人」たることをお願いする？ 当然、地元住民は卑屈たらざるをえず、それに反比例し米軍人・軍属は尊大となる。当たり前だ。存在が意識を規定する。

【参照】

* 谷田邦一「[武装米兵、国道側に銃口向け射撃動作 施設の訓練丸見え](#)」朝日デジタル、

2019/11/8

*「米軍基地訓練で銃携帯丸見え 『国道に銃口向けた』住民が不安視」京都新聞 HP, 2019/11/8

* 京都の米軍基地(115): 子供に銃!



(14MDB:FB, 一部修正)

3. 存在誇示の軍服参加

地元京丹後が駐留米軍にお願いしているのは、具体的には、住民との交流会、米語会話(英会話)指導、祭り参加、スポーツ交流、音楽会、海岸清掃、災害被害復旧支援など多岐にわたる。

これら交流事業・支援事業の多くにおいて、米軍側は軍服・制服で参加している。単なる私人ではなく、軍人・軍属としての参加であることを誇示し、住民の心の中に彼らの圧倒的優位を刷り込もうとしている。彼らからすれば、地元住民など、守護者・米軍への恭順をしつけるべき素朴な「現地住民」にすぎないのだ。



■軍服で節分交流(14MDB:FB2020/2/10, 一部修正)／軍服で文化交流

(14MDB:FB2019/10/13, 一部修正)

谷川昌幸(C)

2020/05/09 at 10:17

カテゴリー: [軍事](#), [外交](#), [平和](#), [人権](#)

Tagged with [米軍基地](#), [良き隣人](#), [軍服](#), [Xバンドレーダー](#), [治外法権](#), [京丹後](#)

京都の米軍基地(116): 現場に切り込まない朝日「現場へ！」(1)

朝日新聞が、シリーズ「現場へ！」で4回にわたり、京丹後の米軍基地を取り上げている。執筆は谷田邦一記者(防衛問題担当)。

▼米本土防衛の最前線・京都(朝日夕刊/朝日デジタル)

- [1] [基地受け入れ「苦渋の決断」](#)(4月27日)
- [2] [支えあいの地域 分断憂える](#)(4月28日)
- [3] [交付金 過疎地に大きな恩恵](#)(4月30日)
- [4] [厳しい軍務担う「良き隣人」](#)(5月1日)

この記事から受けるメッセージは、証言等の全体構成・配列と記述の含みを読み取り整理すると、こうなる。

[大前提]米軍基地は国策であり、国益のため地元は受け入れざるをえない。

⇒基地を受け入れると、様々なトラブルで地域が分断される。

⇒基地は、交付金など、大きな恩恵を地域にもたらす。

⇒基地と地域は「良き隣人」たれ。地域はまとまり基地を受け入れよ。[結論]

この記事が、大筋でこのように要約されるとするなら、これが「[地球貢献国家](#)」を掲げる朝日社説と軌を一にしていることは明らかである。しかしながら、このような記事が、本当に「現場へ！」と深く切り込み、問題の真相を探り出し、広く読者に伝えることになっているのであろうか？

【注】良き隣人(good neighbor):隣人・隣国として友好(善隣友好)を図る人や国。米国ではF・ローズベルト大統領が1933年、「良き隣人政策」を宣言。沖縄では「県内在住の米軍人のこと」(琉球新報HP)。

【参考】谷田記者の京都での講演(会場:同志社大学)

テーマ「日本の弾道ミサイル防衛が抱える諸問題」、主催:京都安全保障フォーラム、2019年12月14日



■ [みんなの自衛隊イベント](#)

谷川昌幸(C)

2020/05/08 at 13:33

カテゴリー: [軍事](#), [平和](#), [人権](#)

Tagged with [米軍基地](#), [経が岬](#), [良き隣人](#), [Xバンドレーダー](#), [善隣](#), [地球貢献国家](#), [京丹後](#)

ポードル元下院議長に旭日大綬章

日本政府は4月29日、2020年度春の叙勲において旭日大綬章をポードル(राम चन्द्र पौडेल)氏に授与すると発表した。受賞外国人2人のうち、他の一人はマイクロソフトのビル・ゲイツ氏。親授式はコロナ感染流行のため延期。

ポードル氏は現在76歳、 कांग्रेस党の長老であり、下院議長、副首相などの要職を歴任した。ネパール・日本友好議員連盟初代会長(在任1999-2017)として、森首相ら日本側要人の訪ネ受け入れや、両国における議員交流の促進に尽力された。また昭和62(1987)年には、皇太子(現上皇)夫妻の訪ネのお世話もされている。

このようにポードル氏の日ネ友好への貢献は大きく、当然、ネパールでは大きく報道されているが、日本では有力メディアはほぼ完全に無視、叙勲の詳細は在ネ日本大使館のプレスリリースやネパールのメディア報道によらざるをえない。コロナ騒動のせいだけであろうか？



■ [ポードル氏 FB\(4月30日\)](#)

*1 [2020 Spring Conferment of Japanese Decorations on Foreign Nationals](#), 在ネパール日本国大使館, 2020年4月29日

*2 [Congress leader Ram Chandra Poudel to receive Japanese honours](#), Kathmandu Post, 2020/04/30

*3 [NC senior leader Poudel among 117 to receive 2020 Spring Imperial Decorations](#), Republica, 2020/04/29

谷川昌幸(C)

2020/05/02 at 11:24

カテゴリー: [ネパール](#), [議会](#), [外交](#)

Tagged with [कांग्रेस](#), [Ram Chandra Poudel](#), [友好議員連盟](#), [叙勲](#)

ネパール中西部大学の意欲的コロナ対策(3)

3. 「E 大学」化への取り組み

もう一つ注目すべきは、コロナ拡大防止ロックダウンに対応するための E ラーニングと、それと組合せの国際的教育連携の推進。欧米や中国・韓国のような E ラーニング先進国であれば驚くに当たらないが、ネパールの、それも開発の最も遅れた中西部の中規模新設大学での意欲的な取り組みであり、興味深い。

NB・シン学長は4月4日、OERU([Open Education Resource for Universities](#))との連携協定に調印した。OERU はユネスコ機関の一つであり、世界で 41、アジアでは 13 の大学等が参加している。ネパールでは、[Nepal Open University](#) につぎ、2校目。

さらに中西部大学は、オンライン教育の充実を図るため、[Turnitin](#) とも契約した(日付不明)。学長は、こう述べている。

「地理的障害、情報不足、電力不足といった様々な困難があるが、われわれは、この大学とこの地方の教育レベルを総合的に引き上げるため、必要な協力関係や技術の向上促進のため努力している。」

(“Agreement for cooperation between MU and OERU,” [sajhabisaunee.comm, 4 April 2022](#))

中西部大学の「E 大学」化は、コロナ拡大防止ロックダウンにより促進されたことは確かだが、たとえそれがなかったとしても、大学の不便な立地や低開発の現状を考えると、いずれ採らざるをえない戦略であったことは明らかである。

「E 大学」化により、中西部大学は瞬時にして世界とつながり、高水準の教育・研究環境を備えることになる。学生や住民への情報機器の普及など、問題は多々あれ、この分野の変化・革新は速い。後発国の技術的優位、一気に出遅れ日本を追い越すことになるかもしれない。



■WORK FROM HOME([youtube, Apr 21](#))

'प्रविधितर्फ बढदै मप विश्वविद्यालय'



E 教育プログラム([Nepalgatha, Apr 3](#))

4. 地方大学グローバル化の一範例

ネパール中西部大学のコロナ対策は、以上のように、たいへん意欲的なものである。その取り組み姿勢は、グローバル化時代の中小規模地方大学にとって範例の一つたりうるといってもよいであろう。課題は多々あろうが、改革の成功を期待している。

谷川昌幸(C)

2020/05/01 at 09:32

カテゴリー: [社会](#), [経済](#), [教育](#)

Tagged with [Eラーニング](#), [Mid-Western University](#), [OERU](#), [Tarnitin](#)